

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 4043  
20年3月31日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953

# バスユニオンまでも勝訴

おはようございます。

三月二十七日(金)長崎バスユニオンの組合員四名の不当処分、不当配転の取り消しを求める裁判の判決がありました。郵政ユニオン長崎中郵支部からも四名が傍聴支援を行いました。



当日は十三時二〇分から、傍聴席を求めて八五人が列をつくりました。今回は新型コロナウイルスの感染拡大により、傍聴制限がかけられ、傍聴席は十一席となり、当選確率はかなり低くなりました。そんな中、な

んと郵政ユニオンの四名中二名が当たりを引きました。

抽選終了後、地裁前の門前集会がスタートしました。バスユニオンの高委員長が組合を代表して挨拶を行い、続いて中川拓弁護士(諫早総合法律事務所)の労働弁護団で郵政ユニオン長崎の顧問弁護士)からは、裁判の判決の流れが説明され、集会を終えました。

十四時より判決がありました。法廷は四人席を二席とし、傍聴者の濃厚接触を回避するため設営された室

を見せ、我々傍聴者も勝利を確信しました。

閉廷後、裁判所前に待っている組合員や支援者に垂れ幕で勝利判決を伝えた瞬間、一斉に歓声が上がりました。勝利の興奮さめやらない中、中川弁護士から簡単な判決の説明がありました。

停職の出勤停止の処分は無効で、停止期間中の賃金は保障する。また配置転換は無効で、就労の義務はなく、元の営業所に戻す。などの勝利判決です。原告四名からも支援のお礼が述べられ、地裁前の報告集会を終えました。

その後、原告と中川弁護士が十六時より県庁で記者会見を行い、終了後、地区労働会館で十七時より報告集会を行いました。集会には郵政ユニオンからも山田書記長、原田執行員が参加しました。

内で、ほとんどが長崎バスユニオンの組合員や支援者で埋められ(十一名中九名)、勝利判決の予感が漂っていました。

裁判長が主文を読み上げると、担当弁護士の中川弁護士が、時折ガッツポーズ

数派労組)の組合員が行った同様の行為は処分が無かったなど、処分は不公平なものとして認定された。不当配転についても業務上の必要性を認めることが困難とし、無効とされた」と報告されました。

また、会社が行ったバスユニオン組合員排除の村八分署名である「嘆願書」の署名を集めていた当時、私交通の組合員(現在は長崎バスユニオンに組合加入)で、原告と同じ職場で勤務していた社員が、自身が嘆願書に署名をしたことを原告に謝罪されました。謝罪後には原告の一人が「一緒に頑張ろう」と声を掛けました。



組合員からは裁判の今後はどうなるのか?と質問がでて、中川弁護士は「十四日以内に会社が控訴すれば二審の福岡高裁は始まる。三〜四か月後に裁判は始まり、半年から一年は続くだろう。控訴するかどうかは長崎バス会社の判断だが、県労委(不当労働行為で敗訴)と今回の裁判で二連敗しているのに、会社は裁判を続けるのか?」と答えられました。

裁判勝利の報告集会は加世田・地区労書記長の司会でスタートし、中川弁護士から判決文の詳しい説明が行われました。「原告が行った行為は懲戒処分には該当するが、過去の前例などと比べると処分は重たい。私交通(連合多

続いて原告らの挨拶では「今回の裁判勝利で、職場ではしつかりやれると思う。いままでなにかあればすぐ本社に呼ばれていたが、それも無くなるだろう」と発言されていました。

「嘆願書」の署名をした社員も、会社や私交通から圧力をかけられたのかもしれない。今日の勝利判決で職場に漂っていた確執感も水に流されることでしょう。

最後は、高委員長の団結ガンバローで集会を締めくくりましたが、実にすばらしい裁判勝利、報告集会でした。バスユニオンも中川拓弁護士も素晴らしい。郵政ユニオンも労契法裁判で続きたいと思います。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望を主眼の正社員化を。

ゆえに、均等待遇を。

なにより差別。

ユニオンは労契法裁判に勝利した。